

## 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱

平成 30 年 1 月 22 日

教 委 要 綱 第 5 号

相楽東部広域連合就学援助費交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日教委要綱第 7 号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 4 条並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 本連合立の学校に在籍する者又は入学予定者若しくは京都府立中学校に在籍する者をいう。
- (2) 入学予定者 学校教育法第 17 条第 1 項の規定により、翌年度の 4 月から本連合立の小学校に入学を予定している者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは後見人）をいう。

### （対象者）

第 3 条 就学援助を受けることができる者は、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかに住所を有する児童生徒の保護者又は学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 9 条に規定する区域外就学を承認された者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する要保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮している保護者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
  - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

- (イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項の規定に基づく個人の市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第 323 条の規定に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第 72 条の 62 の規定に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第 367 条の規定に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条及び第 90 条の規定に基づく国民年金保険料の減免
- (キ) 笠置町、和束町及び南山城村における国民健康保険税条例に基づく保険税の減免又は軽減
- (ク) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付
- (3) (2)以外の者で次のいずれかに該当する者
  - (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - (イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
  - (ウ) P T A 会費、学級費等の学校納付金が減免されている者
  - (エ) 学校納付金の納付状況が悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活が極めて悪いと認められる者
  - (オ) 経済的理由により欠席日数が多い者
- (4) その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助が必要と認める状態にある者

#### （就学援助の種類）

第 4 条 就学援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費  
児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習教材を含む。）の購入費
- (2) 通学用品費  
児童又は生徒（第 1 学年を除く。）が、通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(5) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童生徒が、通常必要とする学用品、通学用品（通学用かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費

(6) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するために要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険代、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金等の費用

(7) 体育実技用具費

中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具の購入費

(8) クラブ活動費

クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具等の購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費

(9) 生徒会費

生徒会費（児童会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費

(10) P T A会費

P T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

(11) 卒業アルバム代等

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費

(12) オンライン学習通信費

I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費

(13) 学校給食費

学校給食に要する費用の実費

(14) 医療費

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定に基づく疾病の治療に要する費用（社会保険等に参加している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）

2 就学援助の支給範囲は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本連合立の学校に在籍する者又は京都府立中学校に在籍する者のうち、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかに住所を有する者の保護者は、前項各号に規定する就学援助とする。
- (2) 本連合立の学校に在籍する者のうち、笠置町、和束町及び南山城村以外に住所を有する者の保護者は、前項第 13 号及び第 14 号に規定する就学援助とする。
- (3) 本連合立以外の学校（京都府立中学校を除く。）に在籍する者のうち、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかに住所を有する者の保護者は、前項第 1 号から第 12 号までに規定する就学援助とする。
- (4) 要保護者については、前項第 11 号に規定する就学援助とする。

（就学援助の支給額）

第 5 条 就学援助の支給額は、別表のとおりとする。

（就学援助の申請）

第 6 条 就学援助を受けようとする保護者は、相楽東部広域連合就学援助費支給申請書（様式第 1 号）を当該児童又は生徒が在籍する学校（入学予定者は入学を予定する学校）の校長を通じて相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると教育長が認めた者については、この限りでない。

2 要保護者は、生活保護法における保護決定通知書により申請書の提出にかえるものとする。

（就学援助の認定）

第 7 条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、就学援助の認定の適否を決定し、保護者及び学校長に通知する。

2 教育長は、前項の認定を行うにあたり、必要に応じて民生（児童）委員及び学校長の意見を求めるものとする。

（就学援助の支給方法）

第 8 条 就学援助は、前条の規定により認定を受けた児童生徒の保護者に支給する。ただし、就学援助の請求、受領及び支出を児童又は生徒が在籍する学校の学校長に委任することができる。この場合、保護者は当該学校長に委任状を提出しなければならない。

（就学援助の認定期間）

第 9 条 就学援助の認定期間は、第 7 条の規定による認定がされた日から同日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が別に定める場合に該当したときは、認定期間を第 7 条の規定による認定がされた日から同日の属する年度の翌年度の末日までとすることができる。

（認定の取消し）

第 10 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、就学援助を停止又は認定を取り消すことができる。

- (1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 保護者が第 3 条に規定する対象者の要件のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 転出、取下げ、その他援助の必要がなくなったとき。

（認定の取下げの申出）

第 11 条 就学援助の認定を受けた保護者は、当該認定に係る就学援助の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに相楽東部広域連合就学援助認定取下申出書（様式第 2 号）により、その旨を教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに認定を取り消した旨を相楽東部広域連合就学援助認定取消通知書（様式第 3 号）により保護者に通知し、相楽東部広域連合就学援助認定取消報告書（様式第 4 号）により学校長に報告する。

(就学援助費の返還)

第 12 条 教育長は、第 10 条に該当する保護者に対して、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年要綱第 3 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年要綱第 4 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年要綱第 1 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年要綱第 6 号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、別表中の P T A 会費に係る改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年要綱第 3 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 5 年要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

| 就学援助の種類      | 支給額（1人あたりの年額）                                                       |         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------|---------|
|              | 小学校                                                                 | 中学校     |
| 学用品費         | 11,630円                                                             | 22,730円 |
| 通学用品費        | 2,270円                                                              | 2,270円  |
| 宿泊を伴わない校外活動費 | 1,600円                                                              | 2,310円  |
| 宿泊を伴う校外活動費   | 3,690円                                                              | 6,210円  |
| 新入学児童生徒学用品費  | 57,060円                                                             | 63,000円 |
| 修学旅行費        | 22,690円                                                             | 60,910円 |
| 体育実技用具費（柔道）  | —                                                                   | 7,650円  |
| クラブ活動費       | 2,760円                                                              | 30,150円 |
| 生徒会費         | 4,650円                                                              | 5,550円  |
| P T A会費      | 4,800円                                                              | 4,800円  |
| 卒業アルバム代等     | 11,000円                                                             | 8,800円  |
| オンライン学習通信費   | 14,000円                                                             | 14,000円 |
| 学校給食費        | 児童又は生徒が受けた給食で保護者が負担することとなる額とする。                                     |         |
| 医療費          | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条による疾病の治療のための費用で、健康保険制度加入者が、自己負担することとなる額とする。 |         |

備考

- 1 学用品費、通学用品費、生徒会費、P T A会費及びオンライン学習通信費に係る支給額は、年額であり、年度途中から支給を開始する場合は、12月で除して得た額に支給月数を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）とする。
- 2 オンライン学習通信費は、児童生徒の人数に関わらず、世帯単位で支給する。

## 様式第1号（第6条関係）

## 相楽東部広域連合就学援助費支給申請書

相楽東部広域連合教育委員会 教育長 様

私は、就学援助を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、認定審査のために必要があるときは、私及び私の世帯全員の前年中の所得など課税状況及び居住状況について調査することに同意します。

年 月 日

申請者（保護者）

㊞

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|---------|--------|
| 保護者住所                           | TEL — —                                                                                                                                                                                                                                                        |         |      |         |        |
| 児童生徒名                           |                                                                                                                                                                                                                                                                | 学校名（学年） | （ 年） |         |        |
| 児童生徒名                           |                                                                                                                                                                                                                                                                | 学校名（学年） | （ 年） |         |        |
| 児童生徒名                           |                                                                                                                                                                                                                                                                | 学校名（学年） | （ 年） |         |        |
| 世帯構成                            | 氏 名<br>(当該児童生徒を含む)                                                                                                                                                                                                                                             | 性別      | 続柄   | 生 年 月 日 | 職業・勤務先 |
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |         | 世帯主  |         |        |
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |
| 住居の状況                           | 持家 ・ 借家（家賃月額 円）                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |
| 世帯の状況                           | 該当する番号を○で囲む。<br>① 生活保護が停止又は廃止になりました。<br>② 市町村民税が非課税又は減免を受けています。（減免の決定通知書を添付）<br>③ 個人の事業税又は固定資産税の減免を受けています。（減免の決定通知書を添付）<br>④ 国民年金保険料の減免、国民健康保険税の減免又は軽減を受けています。<br>（減免又は軽減の決定通知書を添付）<br>⑤ 児童扶養手当の支給を受けています。（証明する書類を添付）<br>⑥ ①から⑤に当てはまらないが、保護者の病気、死亡、失業等で困っています。 |         |      |         |        |
| 申請理由（⑥についてお困りの様子を具体的に記入してください。） |                                                                                                                                                                                                                                                                |         |      |         |        |



年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

印

相楽東部広域連合就学援助認定取下申出書

現在、支給を受けている就学援助費については、次の事由により援助が不要となりましたので、認定の取下げを申し出ます。

記

1 児童生徒名等

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 学 校 名 | 学 年 |
|-----|---------|-------|-----|
|     | 年 月 日   |       | 年   |
|     | 年 月 日   |       | 年   |
|     | 年 月 日   |       | 年   |

2 申出理由（該当する番号を○で囲む。）

- (1) 就労開始・転職等により、生活状況が好転したため。
- (2) 世帯構成に変更（婚姻等）が生じ、生活状況が好転したため。
- (3) 対象児童生徒が就学しなくなったため（転出・死亡等）。
- (4) その他（ ）

3 当該原因日 年 月 日

4 校長の意見

上記の申出内容に相違ないことを認めます。

年 月 日

学 校 名

学 校 長

印

番 号  
年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会  
教 育 長 ㊟

相楽東部広域連合就学援助認定取消通知書

次の児童生徒については、下記の理由により認定を取り消します。

記

1 児童生徒名等

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 学 校 名 | 学 年 |
|-----|---------|-------|-----|
|     | 年 月 日   |       | 年   |
|     | 年 月 日   |       | 年   |
|     | 年 月 日   |       | 年   |

2 認 定 取 消 理 由：相楽東部広域連合就学援助費交付要綱（平成30年相楽東部広域連合教育委員会要綱第5号）第3条に規定する対象者の要件を有しないため

3 認 定 取 消 日： 年 月 日

番 号  
年 月 日

相楽東部広域連合立

学校長 様

相楽東部広域連合教育委員会  
教 育 長

㊟

相楽東部広域連合就学援助認定取消報告書

次の児童生徒については、下記の理由により認定を取り消したので報告します。

記

1 児 童 生 徒 名 等

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 学 校 名 | 学 年 |
|-----|---------|-------|-----|
|     | 年 月 日   |       | 年   |
|     | 年 月 日   |       | 年   |
|     | 年 月 日   |       | 年   |

2 認 定 取 消 理 由：相楽東部広域連合就学援助費交付要綱（平成 3 0 年相楽東部広域連合教育  
委員会要綱第 5 号）第 3 条に規定する対象者の要件を有しないため

3 認 定 取 消 日： 年 月 日